

広島県告示第千八百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十九年十二月二十日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十二月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次美土里線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市高宮町房後字柳谷九三九番一地先から 安芸高田市高宮町房後字西目一〇九一番五地先まで		三・三〇〇 八・〇〇〇	一〇・二〇〇 一・〇〇〇	八八七・〇〇〇	
				八八七・〇〇〇	拡張